

第 2 3 号 議 案

東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤  
職務代理者副区長

( 提 案 理 由 )

この案は、内山少年少女音楽振興基金及び池波社会教育振興基金の額を改定するため提出します。

## 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例

東京都台東区教育振興基金条例（昭和44年12月台東区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表東京都台東区内山少年少女音楽振興基金の項中「4,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同表東京都台東区池波社会教育振興基金の項中「200,000,000円」を「199,000,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。